

パスポート（旅券）発給申請書を書き間違えたときの訂正方法について
～おもて面の「所持人自署」以外は、書き間違えても訂正できます。～

1 申請書おもて面の「所持人自署」を書き損じたとき

この署名は、パスポートにそのまま転写されるため、**訂正や二度書きができません。**
新しい申請用紙に、最初から書き直してください。

2 「所持人自署」以外を書き間違えたとき

申請者ご本人が、書き間違えたところを二重線で消し、余白などに正しく記入してください。

押印または訂正署名は、必要ありません。

なお、修正液や修正テープを使って訂正した申請書は、受付けできません。

（訂正例）

「ヘボン式ローマ字綴り」を間違えた場合

（太田太郎さんの場合）

（書き間違えた記入枠の後ろの枠に記載した例）

○	○	T	A	○	T	A
--------------	--------------	--------------	--------------	---	---	---

（書き間違えた記入枠の上部余白に記載した例）

T A R O							
T	A	R	O	H			